



最高裁秘書第2028号

平成29年5月12日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成28年10月26日付け（同月27日受付，最高裁秘書第3456号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
65期から69期までについて，兼業許可を受けた司法修習生の平均月収が分かる文書
- 2 開示しないこととした理由
1の文書は，作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）